

法律角度看环保风暴对实体企业的影响

2016 年以来，国家对环保的重视程度越来越高，在中央环保督察组对全国各省份开展“地毯式”督查、京津冀蓝天行动的开展、环境保护税法的正式生效等“环保风暴”的影响下，很多实体企业被要求整改、搬迁，甚至被关停。例如，A 公司因为三废（废水、废气和固体废弃物）排放问题被环保部门开出了 800 多万的天价罚单，致使该公司不得不停产；B 公司所在园区通不过环评，只能考虑搬迁。

企业无论是关闭，还是暂时的停产、搬迁，都会对企业与员工的劳动关系造成影响；企业在迁址过程中，迁出地的固废处理、迁入地的选择等处理不当，也会对企业造成影响。因此，下文将主要从以上两个角度简要分析“环保风暴”对企业的影响。

一、“环保风暴”对企业与员工的劳动关系的影响

(一) 企业停产整改与员工工资支付

在“环保风暴”下，如实体企业被要求停产整改，那么，此时企业将面对停产期间员工工资支付的法律问题，律师简要分析如下：

- 根据劳动部 1994 年发布的《工资支付暂行规定》（劳部发[1994]489 号）第 12 条规定，非因劳动者原因造成单位停工、停产的第一个月内，用人单位应按原工资标准支付劳动者工资。超过一个月的，如果劳动者提供了正常劳动，则支付给劳动者的劳动报酬不得低于当地的最低工资标准。
- 当企业停工、停产超过一个月时，若劳动者没有提供正常劳动，根据《劳动和社会保障部办公厅关于妥善处理劳动关系有关问题的通知》（劳社厅函[2003]257 号）第 2 条的规定，企业应向员工支付生活费。

環境保護政策の圧力が企業に与える影響を法的視点から考察する

2016 年以降、国は環境保護への取り組みをますます重要視し、中央環境保護監督検査組による全国各省份での一斉監督検査、北京・天津・河北における「青空を取り戻す」運動、環境保護税法の正式な発効などの「環境保護政策圧力」の影響を受け、多くの企業が環境条件の改善、移転、ひいては会社閉鎖、稼働停止に追い込まれている。例えば、「三廃」とされる廃水、廃ガス及び固体廃棄物の排出問題があることを理由に、環境保護部門に 800 万元超の巨額な過料に処されたため、最終的には生産を停止せざるを得なくなってしまった A 社のケース、また、その入居先の園區が環境アセスメントを通過していなかったため、住所移転を検討するしかない B 社のようなケースもある。

企業を閉鎖する場合も、一時的に生産停止したうえで移転する場合も、企業と従業員との労働関係に影響が生じてくるはずであり、また、企業が住所を移転する際には、転出元となる場所での固体廃棄物の処理や転入先の選択における対応が不適切であった場合には、企業自身にも影響が及んでくることになる。よって主にこの 2 つの視点から、環境保護政策の圧力が企業に与える影響を簡潔に分析する。

一、環境保護政策の圧力が企業と従業員との労働関係に与える影響

(一) 企業の生産停止、環境条件の改善と従業員への給与の支払い

環境保護政策の圧力のもと、企業が生産停止及び環境条件の改善を求められた場合、企業は生産停止期間における従業員給与を支払うのかという法律問題に直面することになるが、この問題について、以下の通り簡潔に分析する。

- 労働部が 1994 年に公布した「給与支払暫定規定」(劳部発[1994]489 号)第 12 条規定によると、労働者の原因によらず、組織が操業停止、生産停止した場合、最初の 1 カ月目については、使用者は従来の給与基準に基づき労働者に給与を支払わなければならない。1 カ月を経過した後において、労働者が正常に労働を提供した場合、労働者に支払う労働報酬は現地の最低給与基準を下回ってはならない。
- 企業が操業・生産を停止して 1 カ月を経過した時点で、労働者が正常に労働を提供しなかった場合、「労働関係に係る問題を適切に処理することに関する労働社会保障部弁公庁による通知」(劳社庁函[2003]257 号)第 2 条の規定に

但是，该法令并没有对生活费的标准作出规定，此时企业需要遵照当地的规定。如《北京市工资支付规定》、《安徽省工资支付规定》、《山东省企业工资支付规定》等法令规定，生活费应不低于当地最低工资标准的70%，《江苏省工资支付条例》、《河北省工资支付规定》等法令规定，生活费的标准不低于当地最低工资标准的80%。

(二) 企业搬迁与劳动合同的解除

在“环保风暴”下，部分企业会因各种非企业自身原因（如所在园区环评未通过）被要求搬迁，如果此时员工要求解除劳动合同并支付经济补偿，企业应当如何处理？律师简要分析如下：

- 如果企业是在同一个市内搬迁，一般对劳动者履行合同并没有造成明显的影响，参照广东省高级人民法院《关于审理劳动争议案件疑难问题的解答》（粤高法[2017]147号）第9条的规定，如果企业采取了合理的弥补措施（如提供班车、交通补贴、适当调整工作时间等），那么，此时应认定劳动者解除劳动合同的理由不充分，企业无须支付经济补偿金。
- 如果企业是跨省市搬迁，搬迁确实会对劳动者造成不合理的影响，且企业即使提供弥补措施仍会使合同难以履行，此时劳动者主张解除劳动合同及支付经济补偿金应为合理的要求，一般会得到劳动仲裁机构或法院的支持。

二、“环保风暴”对企业搬迁的影响

(一) 迁出地的处理

- 首先，根据《关于加强工业企业关停、搬迁及原址场地再开发利用过程中污染防治工作的通知》（环发[2014]66号）的规定，建议企业在关停搬迁前认真排查搬迁过程中可能引发突发环境事件的风险源和风险因素，根据各种情形制定有针对性的专项环境应急预案，必要时报所在地县级环保部门备案。
- 其次，必要时，建议企业委托专业机构对原址场地开展环境调查和风险评估的工

よると、企業は従業員に生活費を支払わなければならない。但し、当該法令において生活費の基準についての規定は設けられておらず、その場合、企業は現地の規定にならなければならない。例えば、「北京市給与支払規定」、「安徽省給与支払規定」、「山東省企業給与支払規定」などの法令規定では、生活費は現地最低給与基準の70%を下回ってはならないとされている。「江蘇省給与支払条例」、「河北省給与支払規定」などの法令規定では、生活費の基準は現地最低給与基準の80%を下回ってはならないとされている。

(二) 企業の移転と労働契約の解除について

環境保護政策の圧力のもとでは、企業によっては、例えば、入居先の園区が環境アセスメントを通過していなかったなど、企業自らの原因によらずに、住所移転を求められることもあるが、このような場合、もしも従業員に労働契約の解除及び経済補償金の支払いを要求されたならば、企業はどのように対処すべきかについて簡潔に分析する。

- 企業が同一市内で移転する場合、通常、労働者の契約履行に顕著な影響をもたらすことはない。広東省高級人民法院による「労働争議案件における難題の審理に関する返答」（粤高法[2017]147号）第9条の規定を参照すると、企業がそれを補うための合理的措置（例えば、送迎バスの提供、交通手当の支給、勤務時間の適切な調整など）を講じたならば、労働者が労働契約解除を主張する理由に欠けると認定されるべきであり、企業は経済補償金を支払う必要はない。
- 企業が省や市の枠を超えて移転するのであれば、移転することで労働者に不利な影響もたされることが確かであり、また、企業がそれを補うための措置を講じたとしても契約履行が困難である場合には、労働者からの労働契約の解除及び経済補償金の支給といった主張は合理的な要求となり、通常、労働仲裁機構又は裁判所に支持されるはずである。

二、環境保護政策の圧力が企業移転に与える影響

(一) 転出元での対応について

- まず、「工業企業の閉鎖、移転及び元の場所の再開発利用過程における汚染防止改善作業を強化することに関する通知」（環発[2014]66号）の規定を踏まえ、企業が閉鎖し移転する前に、移転において引き起こし得る突発的環境事故の危険源及びリスク要素をしっかりと点検したうえで、それぞれのケースを踏まえた環境緊急対応マニュアルを制定し、必要に応じて、所在地の県級環境保護部門に届け出ておくことよ。
- つぎに必要なに応じて、企業は専門機構に委嘱し、元の場所について、環境調査及びリスク評

作，经场地环境调查及风险评估认定为污染场地的，搬迁企业应编制治理修复方案，承担治理修复责任。

- 另外，根据国务院印发的《土壤污染防治行动计划》（国发[2016]31号）的规定，土壤采用“谁污染，谁治理”的原则，造成土壤污染的单位或个人要承担治理与修复的主体责任。如涉及到土壤污染的，企业应及时对原场地开展土壤污染调查评估和修复工作，这样才能有利于企业顺利迁出。

（二）迁入地的选择

- 根据《国务院关于加强环境保护重点工作的意见》（国发[2011]35号）及《关于加强产业园区规划环境影响评价有关工作的通知》（环发[2011]14号）的规定，工业园区应当依法开展规划环境影响评价工作，并编制相应环境影响评价报告。所以，企业在选择迁入地时，要注意迁入地是否获得规划环评许可。
- 根据《中华人民共和国水污染防治法（2017年修订）》第45条的规定，工业集聚区应当配套建设相应的污水集中处理设施，安装自动监测设备。所以，企业在选择迁入地时，应对污水处理设施等公共配套设施是否满足法律要求及自身需求进行确认。
- 另外，企业在选择迁入地时，可以了解该迁入地内企业类型、上下游企业的情况、以及迁入地内的环境容量，对该迁入地是否符合自身情况进行一定的预判。

（里兆律师事务所 2018年03月07日编写）

価を行っておくとよい。敷地環境調査及びリスク評価認定の結果、場所が汚染されていると認定された場合、移転企業は浄化処理方案を作成し、浄化処理責任を負わなければならない。

- また、国务院の公布した「土壤污染防治处理行動計画」（国発[2016]31号）の規定によると、土壤については「汚染した者が浄化処理する」という原則を採用しているため、土壤汚染をもたらした組織又は個人が浄化処理と修復の主体責任を負わなければならない。もしも土壤汚染が生じてしまった場合、企業は元の場所について土壤汚染調査評価及び修復作業を速やかに行わなければならない、このようにしてようやく円滑な転出を進めていくことができるのである。

（二）移転先の選択

- 「環境保護の重点作業を強化することに関する国务院の意見」（国発[2011]35号）及び「産業園区計画段階環境アセスメント関連作業の強化に関する通知」（環発[2011]14号）の規定によると、工業園区は法に依拠して、計画段階環境アセスメント作業を展開し、且つ係る環境影響報告書を作成しなければならないとされている。従って、企業が移転先を選択する際には、移転先が計画段階環境アセスメント許可を取得しているかどうかについても注意を払う必要がある。
- 「中華人民共和国水質汚染防止改善法（2017年改正）」第45条の規定によると、工業集約型エリアでは、付帯施設として污水集中処理施設を建設し、自動モニタリング設備を設置しなければならないとされている。よって、企業が移転先を選択する際には、污水处理施設等の公共施設が法律上の要求及び自社の需要を満たしているかどうかを確認する必要がある。
- また、企業が移転先を選択する際には、当該移転先に入居している企業のタイプ、川上・川下企業の状況、及び移転先の環境キャパを把握し、当該移転先が自社の実情に適合するかどうかについて、ある程度の事前判断を行っておかなければならない。

（里兆法律事務所が2018年3月7日付で作成）